

大阪市消防局ホームページバナー広告掲載要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、消防局ホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて必要な事項を定める。

（広告の規格等）

第2条 規格、掲載位置、掲載期間、広告料及び選定方法等は、別途募集要項に記載する。

（広告掲載希望者の募集）

第3条 広告掲載希望者の募集は、消防局ホームページで公募する。

（広告掲載の申込）

第4条 広告掲載希望者は、消防局バナー広告掲載申込書（第1号様式）により、指定する期間内に申し込むものとする。ただし、大阪市税滞納者は申込みできません。

（広告掲載の決定）

第5条 広告掲載の可否を決定したときは、その結果について申込者に広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知する。

2 広告掲載の可否について疑義が生じた場合は、要綱第6条に定める大阪市審査委員会に提出するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第6条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、大阪市消防局総務部企画課広報担当（以下「広報担当」という。）に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告料）

第7条 広告料については、類似広告の市場価格等を勘案し、決定する。

2 広告料は指定期日までに一括前納を原則とする。

（広告料の返還）

第8条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付することができる。

（広告掲載の取消）

第9条 次の各号に該当する場合には、広告主又は広告取扱者への催告その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) その他必要と認めるとき

(広告掲載の取下)

第 10 条 広告主又は広告取扱者が、書面による申し出により広告掲載を取下げた場合、納付済みの広告料は還付しない。

(広告主の責務)

第 11 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第 12 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の 1 週間前までに広報担当に連絡するものとする。